

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(個人事業者等の業務上災害の報告に係る規定関係)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の一部が令和9年1月1日から施行され、また、改正法の施行に伴う、関連法令の施行等につきましても随時お知らせしているところです。

今般、厚生労働省より、改正法及び関連法令のうち、個人事業者等の業務上災害の報告に係る規定関係部分（令和9年1月1日施行部分）について、改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達を作成した旨、連絡がありましたのでお知らせします。

参考

■関連法令

- ・労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(令和7年厚生労働省令第120号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001682758.pdf>

■関連通達

- ・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について
(令和7年5月14日付け基発0514第1号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001497674.pdf>

- ・労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(個人事業者等の業務上災害の報告に係る規定関係) (令和8年6月24日付け基発0624第5号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001713372.pdf>

■厚生労働省ホームページ

- ・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html